

平成27年 第13回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

平成27年11月26日(木)

平成27年 第13回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 平成27年11月26日(木) 午後3時00分～
 - 2 場所 小林中央公民館 2階 集会室
 - 3 出席委員 大部菌智子 山中悦郎 大角安子 中屋敷史生
 - 4 参与職員 山下康代 脇村一也 河野康男
(調整職員) 野口健史
 - 5 説明職員
 - 6 会議内容
- 開会 15:00

大部菌職務代理者 皆様、こんにちは。

本日は岩崎委員長が所用により欠席ですので、小林市教育委員会会議規則第3条第1項「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、職務代理者がその職務を行う。」の規定により、私の方で本日の委員会を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会を宣言いたします。

平成27年11月18日付教育委員会告示第24号で招集いたしました平成27年第13回小林市教育委員会定例会、本日の出席委員は4名です。ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、告示並びにお手元配付の会議次第のとおりであります。

それでは、会議次第5. 議事に入ります。

報告。報告第13号平成26年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告をお願いいたします。

野口調整職員 前回、点検・評価については、委員の皆さんのご意見をいただきまして若干修正箇所もあったところですが、今回、宮崎大学の副学長である兒玉先生に講評をいただきましたので、それを付記して議会に提出しますので、それについての報告になります。

委員長名で、今年度26年度分の報告書を11月30日付けで、開会の日に、他の議案と一緒に議会に配布いたします。

確認をしていただきたいのは教育委員会の活動、(5)学校及び教育施設に

関することということで①の学校訪問、ここを前回1つ実現度を上げるということで、上のほうに修正をしております。

それと、知見の活用ということで、先ほど申し上げたとおり宮崎大学の副学長である兒玉教授に、このように講評いただいているということでございます。

課題といたしますか、今後についてということで、「教育委員会活動のさらなる活性化については」ということで書かれております。少し読み上げたいと思います。「教育委員会活動のさらなる活性化については、『点検・評価』でも指摘されているように、今後は、教育委員会と学校現場における教職員との積極的な対話や、交流の場の設定が望まれる」というようなことで提起されておりますので、次年度に向けてここは何かアイデアを出して、検討していかないといけないかなというふうに捉えているところです。以上でございます。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。

説明が終わりました。この件について何かありますか。

よろしいですか。

教育長。

中屋敷教育長 去年というか、それ以前に、今言われたところですけども、学校の教職員との話し合いというか、この前のPTA協議会のような感じだと思うんですけども、そういうものが過去あったかどうかというところを確認したいのですが。

大部 菌職務代理者 以前にありました。スクールミーティングという形で、中学校区ごとにやっていたんです。希望した先生たちを集めて、教育委員会と先生たちの意見交換というか話し合い、以前実施したことがありました。

中屋敷教育長 教育委員で学校訪問に行く時には、校長、教頭、教務主任などとの話が、私はできていると思っているんです。

しかし、ここで言っている「教職員との積極的な対話」となったときに、今言われたようなミーティングのようなイメージなのかなと思って今聞いたところなんです。

大部 菌職務代理者 参加される先生たちの希望をとって、私たちが学校へ出向いていって、

いろいろな先生たちの意見を聞いたりしていました。

中屋敷教育長 事務局で、いつどのような方法でやったのかを調べてみたいと思います。

大部菌職務代理者 この件については、よろしいでしょうか。(はい)

大部菌職務代理者 それでは、次に進めたいと思います。

議案第60号小林市放課後子ども教室活動サポーターの委嘱について、を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

脇村社会教育課長 議案第60号の小林市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について、を提案いたします。この教育サポーターは教育委員会が委嘱することになっておりますけれども、新たに1名を追加委嘱したいので教育委員会の同意を求めるものでございます。名簿のとおり、栗須小学校区の教育サポーターに委嘱をするものでございます。

以上でございます。

大部菌職務代理者 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑をお受けします。何かありますか。

中屋敷教育長 この教育活動サポーターというのは、人数的な制限というのか、そういうのがあるんですか。つまり、今回、欠員が出たから補充とか、そういうことなんですか。

大部菌職務代理者 脇村課長。

脇村社会教育課長 基準はちょっと調べておりませんが、栗須の放課後子ども教室が、一番人数が多うございまして、教育サポーターは、今、十何名だと思っておりますけれども、それをローテーションで担っている関係で、多くのサポーターが必要だということで、負担が多いため、追加で委嘱をしたいと思っております。

中屋敷教育長 要望があったということですか。

脇村社会教育課長 そうですね。

中屋敷教育長 そうということですね。要望があったということで、わかりました。

大部菌職務代理者 ほか、ございせんか。(なし)

質疑がないようですので、採択してよろしいでしょうか。(はい)

大部菌職務代理者 それでは採択いたします。

議案第60号小林市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱について

は、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は承認されました。

大部 菌職務代理者 続きまして、議案第61号小林市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

脇村 社会教育課長 議案第61号の小林市スポーツ推進審議会委員の委嘱についてを提案いたします。

この審議会は、スポーツ推進計画やスポーツの推進に関する重要事項を審議するため、小林市スポーツ推進審議会を立ち上げるものであります。小林市スポーツ推進審議会条例第3条第2項に10人以内で組織し、第4条第1項には任期2年という規定がございますので、この規定に基づくものであります。名簿のとおりですが、1番から10番まであります。体育協会の代表、市スポーツ推進委員の代表、市内高等学校体育関係者の代表、それから市内小・中学校体育関係者の代表、小林市スポーツ少年団の代表、それから総合型地域スポーツクラブの代表、学識経験者ということで宮崎大学の教授、それから小林市障がい者福祉連絡協議会の会長、あと市民公募ということで、男性7名、女性3名を委嘱したいということで名簿を作成しております。以上でございます。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

何かありますか。

中屋 敷教育長 補足をしますけれども、この会は非常にこれから重要な会になるということになります。というのが、オリンピック、それから2巡目の国体というのを宮崎県は考えておりますので、スポーツのまち小林として競技力をどれだけ上げられるかと、そういう環境をどうつくるかという話し合いになると思います。

そして今、学校教育で抱えているのは部活の問題もあります。これはちょっと大きいんですけども、チームができない学校が多くなって、資質・能力は高いのに児童生徒の能力を伸ばすことができないという、そういう現状もありますので、そういうところも含めた話し合いがなされることになると思います。以上、補足です。

大部菌職務代理者 ありがとうございます。

ほかに何かお聞きになりたいことありますか。いいですか。(なし)

質疑がないようですので採択してよろしいでしょうか。(はい)

大部菌職務代理者 それでは採択いたします。

議案第61号小林市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は承認されました。

大部菌職務代理者 続きまして、議案第62号小林市が設置する幼稚園における保育料に関する条例の制定について、を上程します。それと議案第63号小林市立野尻幼稚園管理規則の一部改正について、これを一括して上程したいと思います。説明をお願いします。

野口調整職員 まず、関連する改正についての全体概要になります。

今回、右上のほうにあるところが、小林市が設置する幼稚園における保育料に関する条例ということで、来年の4月から適用していく所得に応じた新制度の保育料、これに関する使用料条例として、保育料条例を新規で制定しますというのが議案の62号になります。

これに関連しまして、議案63号というのは、右下のほうにあります小林市立野尻幼稚園管理規則です。今回一部改正ということで、内容としては、まず第10条に入園料があるんですが、新制度は入園料はありませんので規則から削除をいたします。そして、第11条の保育料を、取り扱いについて、徴収するとか減免するとかそういったようなことが書いてあるんですが、それは、先ほど申し上げた小林市の設置する幼稚園における保育料の条例、こちらのほうに盛り込みましたので、規則のほうからは削除をするということですね。あわせて12条、13条がそれぞれ10条、11条に繰り上がるというのが一部改正の中身になっております。そして、先ほどの62号の議案の小林市が設置する幼稚園における保育料に関する条例、ここで新しく、右下のほうにあります、新制度の保育料の料金表ということで、1号、2号、3号の料金表の取り扱いについて、子ども・子育て支援法の施行細則というのを昨年度定めており、今年から運用しております。この中に利用者負担ということで、幼稚園部分である1号認定の利用者負

担の取り扱いについて、現在は野尻幼稚園を除くという規定があるんですが、これを削除して、野尻幼稚園もこれを適用するようにしましょうということで、上のほうにある野尻幼稚園の保育料条例が下にある子ども・子育て支援法の施行細則を参照する形にしたいということです。

次に、右上にある小林市使用料の徴収に関する条例というのは、中身としては月額5,000円の保育料の定めがあるわけです。この料金表が変わりますので削除します。これについては、その左側にある小林市が設置する幼稚園における保育料に関する条例の中の附則で、使用料、もともとの5,000円のところと野尻幼稚園の項目を削除するというような形で手続をとっていきますので、62号と63号で済むというようなことになっております。使用料徴収条例については、後ほどまた関係が出てくるんですが、今回は一応そういったことで、全体の関係性をあらわしているというふうに捉えていただければ幸いです。

次に、小林市が設置する幼稚園における保育料に関する条例の制定についてということなんですが、この条例のベースとしましては子育て支援課が保育園、それから認定こども園で取り扱うために制定をしたものがございます。小林市が設置する保育園における保育料に関する条例というような名称で前例がございましたので、それを参照しながら総務課の法規担当と調整をしながら作成してきました。

条例の内容になっておりますが、趣旨としては小林市が設置する幼稚園における保育料を定めます、ということですね。保育料については保育料を納付しなければならないですとか、子ども・子育て支援法の定めに従った利用者負担の額を負担しなければならないというようなことが書いてあります。先ほど規則を削除しますと言いましたが、次の3項においては月の途中において入園、休園、または退園する場合は月の途中の分は一月分として徴収しますよ、ということが規定してあります。それから納付期限ですとか、減免というようなことが3条、4条に定めがありまして、めくっていただきまして、先ほど申し上げたように附則のところで使用料徴収条例の第38号というところに野尻幼稚園という記述があるんですが、そこと別表に料金表がありまして保育料と入園料が書かれております。この項

目を丸ごと削除するということになっております。

それから、使用料の徴収に関する条例ということで、38号で小林市立野尻幼稚園、ここを削除しますということで見え消しにしてあります。

それから、これは抜粋ですが、別表第1というのは、たくさんページがあって、公の施設に関する条例の別添資料があるんですが、これの野尻幼稚園という項目がございます、今見え消しをしておりますが、この項目を削除するということでございます。

また、子ども・子育て支援法の施行細則ということで、利用者負担額という第9条がありまして、小林市立野尻幼稚園を利用する支給認定子どもを除くとあるんですが、ここを削除することで、使えるようにするというところで、別表第1に定める額ということで、1号認定子どもの利用者負担が月額保育料、所得階層に応じた保育料金表がここがございます。ここを使いますよというようなことになります。

あわせて議案第63号になりますが、小林市立野尻幼稚園管理規則の一部改正ということで、現行の規則については、現在の第10条、第11条がそれぞれ入園料、保育料の定めがありますが、ここを削除いたしますということで、その下の12条が10条になり、13条が11条に繰り上がるというようなことでございます。改正内容については以上でございます。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。

何かありますか。

中屋敷 教育長 改正については、わかりましたが、この改正についての料金の説明については、今の保護者についてはしてありますか。ただ、今の保護者じゃない人たちは、この改正については知らないという状況ですよ。そうなってくると、広報とかそういうところで知らせておかないとわからないのではないのでしょうか。

野口 調整職員 それは、12月議会に上程する理由になります。例年1月の広報で野尻幼稚園は園児募集をしております。昨年度、保育料を上げるか、上げないかという議論のときに、料金は調整中と表現で募集しました。3月議会で、保育料金が決まった後に、市教委から園長に文書を出しまして、園長から

保護者に料金が決まりましたということで正式な通知は、そこで周知されたわけです。今回は12月に上程し、議決いただいて、1月の広報紙には、この料金表を載せるという手順で、お知らせしていきたいということが、1つあります。それと、夏に保護者向け説明会をした時に同様のご心配を言われた保護者がいらっしやって、そういった方については、随時幼稚園の方にお問い合わせいただくなり、市教委にお問い合わせいただければ、了解いただいた上で、所得状況とかをお尋ねして、想定される保育料はお知らせできるのではないかなというような説明はしてあるところです。

大部菌職務代理者 ありがとうございます。

何かありますか。(なし)

質疑がないようですので採択してよろしいでしょうか。(はい)

大部菌職務代理者 それでは採択いたします。

議案第62号、63号、あわせて採択したいと思います。

それでは、議案第62号小林市が設置する幼稚園における保育料に関する条例の制定について、議案第63号小林市立野尻幼稚園管理規則の一部改正については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第62号、63号は承認されました。

大部菌職務代理者 続きまして、議案第64号小林市勤労青少年ホーム設置条例の一部改正についてを上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

脇村社会教育課長 議案第64号の小林市勤労青少年ホーム設置条例の一部改正についてを提案いたします。

勤労青少年ホームにつきましては、勤労青少年福祉法の規定により設置をされておりましたが、この法律が青少年の雇用の促進等に関する法律に全面改正をされております。このため法の設置規定がなくなりましたので、設置条例第1条の設置規定の一部改正について教育委員会の承認を求めるものであります。

条文につきまして、第1条中「勤労青少年福祉法」を「勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため、地方自治法第244条の2第1項」に改

めるということであります。この法律の改正によりまして、設置規定の根拠法令を勤労青少年福祉法から地方自治法第244条の2第1項に改めるということになります。この規定の内容ですけれども、普通地方公共団体は法律またはこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないということで、このような改正になったところであります。
以上です。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

何かありますか。

山中委員 勤労青少年ホームの取り組みといたしますか、例えば、青年団の活動など、いろいろと内容についてちょっと教えていただきたいのですが。

大部 菌職務代理者 脇村課長。

脇村社会教育課長 勤労青少年ホームの活動でございますけれども、生涯学習講座には、青年団の方も入っている方もいらっしゃるかと思うんですが、目安は35歳以下ということでありましてけれども、それを超えて入って活動していただいている方もいらっしゃいます。夜間にテニス教室とかバトミントン教室、それから文化的な活動等、公民館職員にもいますけれども、その方を中心に講座を開いたり、活動を行っているところであります。

山中委員 ありがとうございます。運動とか文化活動なんですね。わかりました。

大部 菌職務代理者 ほかございませんか。(なし)

質疑がないようですので採択してよろしいでしょうか。(はい)

大部 菌職務代理者 それでは採択いたします。

議案第64号小林市勤労青少年ホーム設置条例の一部改正については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は承認されました。

大部 菌職務代理者 続きまして、議案第65号公の施設に関する条例の一部改正について、を上程いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

脇村社会教育課長 議案第65号の公の施設に関する条例の一部改正について提案いたし

ます。森永貞一郎記念館につきましては、庁舎建設に伴い、会議室等が不足すること、また2階部分の一部が部屋として未完成であることなどから、当分は直営で管理を行うことにしたところであります。このため公の施設に関する条例及び使用料の徴収に関する条例に加えるものであります。これによって森永貞一郎記念館の設置及びその管理に関する条例を廃止するもので、教育委員会の承認を求めるということとございます。条文につきましては別表に森永貞一郎記念館の項を設ける、それから、研修室、談話室の貸し出しの使用料、それから、喫茶室の貸出料の改正ということとございます。

説明は以上です。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

何かありますか。

山中委員 一般の方から使用料は、と聞かれた場合、どう答えればいいでしょうか。会議室の使用料。一般に貸せるのでしょうか

脇村社会教育課長 使用については、空いていればどなたでも可能です。申請をしていただいて利用許可をもらって利用するということになります。

山中委員 料金は変わらないということですね。

脇村社会教育課長 料金は下のほうの欄ですけれども、研修室が午前9時から午後5時までの1時間当たり329円、時間によって少し差があります。備考欄にありますように、空調を使う場合は100分の50を加算するということになっております。

山中委員 改まったわけですね。ありがとうございます。

大部 菌職務代理者 質疑がないようですので採択してよろしいでしょうか。(はい)

それでは採択いたします。

議案第65号公の施設に関する条例の一部改正については、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は承認されました。

大部 菌職務代理者 続きまして、議案第66号森永貞一郎記念館管理規則の制定について、

を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

脇村社会教育課長 議案第66号の森永貞一郎記念館管理規則について、これにつきましては新たに制定するものと、それから、附則がありますけれども、森永貞一郎記念館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止するという事で教育委員会の承認を求めるものであります。なお、廃止いたします森永貞一郎記念館の設置及びその管理に関する条例、及びその条例の施行規則を網羅した規定を新たな管理規則で整理をするということでございます。以上です。

大部菌職務代理者 ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

この件で何かございますか。

山中委員 喫茶室は使用料を払うということになるんですね。

脇村社会教育課長 喫茶室につきましては行政財産、公の施設目的外使用ということで別途申請をしていただいて、それで貸し出すことになります。貸し出しする料金、これにつきましては、固定資産の評価の価格で算出をしていくわけですが、その場合には建設をされて市に寄附をされた関係で固定資産評価がございません。ですので、そのときに寄附をいただいた建設費に減価償却というか経年減点を受けまして100分の6を乗じて100分の8を掛けるという、規定がありますけれども、それから算出した額になっております。

山中委員 わかりました。

大部菌職務代理者 ほかがございませんか。大丈夫ですか。(なし)

質疑がないようですので採択してよろしいでしょうか。(はい)

大部菌職務代理者 それでは採択をいたします。議案第66号森永貞一郎記念館管理規則の制定については、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第66号は承認されました。

大部菌職務代理者 続きまして、議案第67号市議会定例会(12月議会)の議決を経るべき議案の原案の決定についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱

それでは、議案第67号、小林市議会12月議会定で議決を経るべき議案の原案の決定について、でございます。12月補正予算になります。まず、学校教育課が、事務局管理費（臨時）と小学校就学援助事業費の2本になります。まず、臨時になるんですけれども、学校分収林というのがあります。国有林を借り受けて森林の造成を通じて林業教育、学校の基本財産の造成を目的に設置されているものであります。本年度、伐期を迎えた分収林がありまして、分収林の販売の収益については、小林市分収造林設定条例に基づきまして、収益の一部を学校の経営費に充てるため交付金として学校PTAに交付をすることとなっております。本年度、須木小学校の学校分収林が該当いたしまして、歳入として市の農業振興課が、まず歳入で受け入れる予定です。この農業振興課が受け入れた分が、学校教育課の予算に繰り入れられまして、今回、須木小学校に631万3,000円入る予定となっております。これを歳出予算で、学校PTAに交付するということになります。

続いて、特別支援教育費の歳入になるんですけれども、33万円です。これは小学校の就学援助費の当初見込みの増によって、今回、国の国庫補助金の交付が33万円増で決定いたしました。これに伴いまして歳出も当初見込みより増えておりますので、歳入歳出予算を補正するものであります。26年度認定者数、27年度の認定者数を上げております。

準要保護、それから特別支援教育が増えている状況であります。学校教育は以上になります。

大部 菌職務代理者 ありがとうございます。

脇村 社会教育課長 では、続きまして社会教育課の部分ですけれども、社会教育振興事業費10万円ということでございますが、管内高等学校の全国大会出場に伴う負担金でございます。これは西諸県市長会で決定された負担金でございますが、小林高校の写真部、美術部、放送部が全国大会に出場したということで10万円の補正をするものでございます。

続きまして、保健体育課の部分です。3本あります。

まず学校保健管理事業費でございます。これにつきましては77万5,000円ということでありまして、児童・生徒の不慮の災害、主に怪

我が多いんですけれども、この治療費、見舞金が予算の見込みを上回って支払われるという状況になっておりまして、77万5,000円不足が見込まれるということの補正でございます。

続きまして、体育振興事業費でございます。これは管内の高等学校のスポーツの関係の全国大会出場の負担金ということで、これも西諸県市長会で決定された負担金が全国高等学校総合体育大会等の13回分ということでございます。

続きまして、学校給食センター管理事業費（臨時）。これにつきましては野尻の学校給食センターの氷蓄熱式空調機、エコアイスとっておりますが、このタンクが水漏れを発生しているということで早急な修繕が必要であるということから88万円を補正するものでございます。

説明は以上です。

大部菌職務代理者 ありがとうございます。

説明が終わりました。これより質疑をお受けします。

まず、最初に学校教育課からですが、何かございますか。

ちょっと私からいいですか。確認ですが、学校部分林の販売交付金は、その学校のPTAの歳入になるんですか。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱

分収林については、条例があるんですけれども、その中で学校分収造林の収益を交付を受けたPTAは、その学校の経営費以外にこれを使用してはならないというふうに定めがあって、分収林について今までの学校の状況をちょっと調べたんですけれども、例えば、環境整備に使ったり、それから、エアコンを設置したりとか、そういう学校にかかわる経費以外には使ったらいけないと、その収支については、きちっとその分だけの報告をして、明確にしておかなければいけないというふうになっています。ですので、何でもかんでもPTAが使っているということにはなっておりません。今回まだ該当の小学校には伝えてはありません。

大部菌職務代理者 学校教育課、ありませんか。

準要保護が26年からすると相当増えていますね。

人数が371名から390名になったということですよ。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱 はい。10月13日現在なので、27年度はまだ
増えるかもしれません。

大部菌職務代理者 増えるかもしれないということですね。

山下教育部長兼学校教育課長事務取扱

はい。まだ年度途中ですので。

ただ、26年度と比較すると、大分増えていくんじゃないかと思っております。

大部菌職務代理者 脇村課長、1点だけ。日本スポーツ振興センターの怪我ですかね、見舞金を贈る77万5,000円というのは、今年は何か、そういう怪我が多かったというか、何かあったんでしょうか。

脇村社会教育課長 今まで4月からずっと、この支払いは生じてきているんですけども、予算に比べてちょっと怪我等が増えているということで、最終的には77万5,000円の不足が見込まれるということで補正したものであります。

大部菌職務代理者 ほかに何かございませんか。いいですか。(なし)

質疑がないようですので、それでは採択してよろしいでしょうか。(はい)

大部菌職務代理者 それでは採択いたします。

議案第67号市議会定例会(12月議会)の議決を経るべき議案の原案の決定について、原案のとおり採択することでご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は承認されました。

大部菌職務代理者 それでは、8の次回開催予定ですが、平成27年12月24日、木曜日午後3時から中央公民館2階集会室、よろしく願いいたします。

他になれば閉会してよろしいでしょうか。(はい)

それでは閉会宣言いたします。

平成27年第13回小林市教育委員会定例会については全て終了いたしました。本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 16:40

委員長

委員長職務代理者

委員

委員

教育長

調整職員
